

議第百十五号

令和六年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和六年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金一、七四八、三二一、五九一円を次のとおり処分するものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- | | |
|---------------|--------------|
| 一 資本金への組入れ | 九六一、四八二、五七一円 |
| 二 減債積立金の積立て | 四六五、二五二、二七一円 |
| 三 建設改良積立金の積立て | 三二一、五八六、七四九円 |

